

広報 たてやま

昭和50年9月号(毎月15日発行) 発行/館山市役所 電話/23111(代表) No. 294



九月もなかば、味覚の秋が到来です。最盛期はすぎたもの甘い房州ナシの収穫が行われています。

市内では九重の大井、那古、豊房などで約五十軒の農家が栽培、作付面積は五〇〇アール。菊水、長十郎のほか、ナシの王様二十世紀が彼岸すぎまで出荷されます。

ことは天候もよく出来ばえも上々。値段は一箱(七・五入り)で二、五〇〇円程度。ナシが終わるとカキ、クリと出回り、食欲の秋もいよいよ本番です。

9月

今月の納税

国民健康保険税 三期
国民年金保険料 二期
納期限は9月31日

広報には日時のきめられたお知らせが載っています。他の人のためにもなるべく早く回してください。

昭和50年9月15日

(8)

第二次結核検診

まだの方は受診を
六、七月に各地区で行いました結核検診(胸の健康診断)を受けられなかった方のために二回目の検診を実施します。

※日時

10月22日 公民館館山分館

10月23日 館山保健所

10月24日 館山保健所

午前9時から10時まで

午後11時30分から2時30分

※費用 無料です。

現在、市内の結核患者もけつして減ってはいません。この機会を利用して、結核から身を守

り、健康な生活を続けましょう。
(検診をうける人) 15歳以上の自家営業や農漁業に従事している人、家庭にいる人。

婦人科がん検診

申込みは早目に

ことしも次の日程で婦人科がん検診を実施します。がんも早期に見、治療すれば恐れることはありません。無料でできるこの機会に受けましょう。

▽とき 10月22日 公民館館山分館

10月23日 24日 館山保健所

時間はいずれも午前(受付9時~10時)と午後(受付1時30分~2時30分)

▽申込み 「かいらん」についている申込書に記入するか、電話で市の保健課(23111)一三

一 二内線三三三番)へお申

出ください。

おしらせ

おしらせ



乳児の健康相談

市では乳児の健康相談を行っています。子どもさんの健康について、わからないことがあったらお気軽にご相談ください。

◎とき 10月8日(水) 3カ月児が対象。

◎ところ 市民センター中和室

◎じかん 午後1時30分~2時30分
市の保健婦が計測、育児相談などをします。相談ご希望のおかあさんは、当日子どもさんをつれて会場においでください。母子手帳を忘れずにご持参を。

10月15日(日)

行政相談

ことしは、十月十二日から十八日までが「行政相談週間」です。千歳行政監察局では、この週間にあたり行政相談委員と国・県・市町村などの協力をえて相談所を開設します。

館山市では、十月十五日(水)午前十時から午後三時まで、市民センター大会議室(二階)で行われます。

行政に関する苦情やご意見などお気軽にお申出ください。秘密厳守、取扱いは無料。相談の受付は当日会場。

なお当市の行政相談委員は、小林昭道氏(北条一、〇四二二二一八二七三)です。

青年館の親善運動会

市内にある三五の青年館の親善運動会が行われます。

▽とき 9月28日(日) 午前9時~午後4時

▽ところ 北条小学校校庭

▽主催 館山青年館運営連絡協議会

詳細は市福祉事務所青少年係にどうぞ。

結婚の秋です

市結婚相談所のご利用を

▶相談日/毎週月・水・金曜日午前9時~午後4時。

▶ところ/市役所市民相談室

農漁業後継者には結婚奨励金1万円を贈呈。婚姻届出のとき、市民課窓口で申請を。



8月分人口の動き/総人口57,532人 世帯数17,441世帯 出生64人 死亡28人 転入229人 転出171人

水道料金を値上げ

9月検針後から平均2.58倍 まちまちだった料金を一本化

第5回臨時市議会が8月26日から4日間にわたり開かれました。こんどの議会では、水道料金の引上げ案など4議案が上程され、いずれも原案通り可決。会期中は、市民生活に直結した問題だけにたくさんの市民が傍聴席をうめ、審議のなりゆきを見守りました。議案のおもな内容は次の通り。

今回の料金改定にあたっては使用量の少ない家庭の負担をできるだけ軽くするため、使う水が多くなるにつれて割高になる通増型の従量料金制を採り入れました。

これまで水道使用料は地区によって、基本水量十リまで二〇〇円、三〇〇円、三七〇円とバラバラ。十リをこえた分については、

一、二五円、三五円、四〇円の超過料金が加算されておりました。

新料金はこのまちまちだったものを一本化、基本料金を一月一律二四〇円にし、さらに使用水量によって一般用は八リまでトシ当り四〇円、九リ二〇円、同九〇円、二〇リ四十円、同二五〇円、四一六〇円、同二一五〇円、以上二二五〇円を加算します。

たとえば五リ使えば、基本料二四〇円に、従量料金二〇〇円(五リ×四〇円)が加算され計四四〇円に。また十リの場合も従量料金は八リまでの料金三二〇円と八リから十リまでの二リ分一八〇円(二リ×九〇円)がプラスされ五〇〇円に、これと基本料二四〇円で計七四〇円になります。

ほかに、給水管の口径の大ききによって五〇円から一、〇〇〇円までのメーター使用料が加算されます。

この結果、平均二・五八倍の引上げになりますが、これまで基本水量十リまで使用していたなかうた家庭で値上げの影響が少なくなっています。

また、新しく給水を申込みときは給水管の大ききによる分担金(一三、四万五、〇〇〇円)がまたやめていた人が再び使うときは開栓手数料(二件七五〇円)が必要とす。

新料金は九月検針後(十二月検針分)から適用になります。新しい料金表は、九月検針時に加入者のみなさんにおくぼりに入ります。市営水道についてのお問い合わせは、市役所水道課(二二二一―一内線二五五・二五六)にどうぞ。

第5回 臨時市議会 開かれる



一・二中の防音校舎工事 第二中学(三期)と第一中学の防音改築工事をそれぞれ1億3,330万円、1億8,520万円で行おうとするもの。

水道事業給水条例の一部改正 諸物価の高騰、人件費の上昇などで赤字のふえている水道事業の料金を、平均2.58倍引上げる。

請願/また、この議会に県職労働組合安房支部と北条1922の6松苗登さんほか1,050名から別々に提出された「水道料金を上げさせ、給水状態を改善させるための請願書」は採択に終わりました。

重度身障者に福祉手当

10月から月四千円を支給

十月から精神、身体に重度の障害のある方に、月額四千円の福祉手当が支給されることになりました。

〔対象〕 日常生活でつねに介護を必要とする重度障害者の方

①身障者手帳一級と二級の一部障害にあてはまる人。

②わたさき老人(一年以上わたさき)の状態が続く人。

③心臓、腎臓、肝臓、呼吸器の機能障害のある方。

④精神病、重度精神薄弱の方。

⑤からだと病氣、精神の障害が重複するため①④までと同じ程度と認められる方。

ただし、施設や病院に入っている人、国民年金などの障害年金を受けている人、本人や扶養親族の所得が一定額以上(本人で扶養親族三人のとき年額百二十万二千五百円)ある人は対象になりません。

あなたもご参加を
施設見学会

さわやかな季節になりました。施設見学会に参加してみませんか。市民生活に直結した市の施設を回り、市民の方ならどなたでも歓迎。お気軽にお申込みください。

10月29日(水)午前9時30分市役所集合、午後3時解散予定。

市長随想

近代の歴史は、人間疎外の歴史であり、文明は人間に幸せをもたらす反面、人間を孤独化し、人間の心と体をむしばみつつあります。しかも文明の発達ほどまるところをしりません。

人間は自分の作った文明に滅ぼされてはなりません。市民は快適で安全な生活環境の下で、健康で文化的な「社会生活、近隣生活」を望んでいます。私は「市民相互の連帯、よき近隣関係



お年寄りの生きがい

コミュニケーションづくりをめざして

市 長 半 澤 良 二

人口の約二〇%が六五歳以上の老人によって占められるだろうといわれています。いわゆる高齢化社会が出現するわけです。今後、老人問題は国にとつても、地方自治体にとつても大きな問題となるでしょう。しかしこれを避けて通ることはできません。私はこの問題に積極的に取り組むつもりです。

問題となるでしょう。しかしこれを避けて通ることはできません。私はこの問題に積極的に取り組むつもりです。

題は「生きがい」です。私はお年寄りにぜひ、その長い人生のうとい経験と身につけられた知識、技術を生かし、あらゆる立場においてリーダーとして、コミュニケーションの中心となって活躍していただきたいと思っています。それこそ「生きがい」であり、市民もまたそれをお年寄りに期待しているのです。

国保会計

ピンチ！台所は「火の車」

悪循環 ふえる医療費、あがる保険税

今年度の国民健康保険税がきまりましたが、これは前の年より二三%アップ。世帯平均では四万五、四七〇円にもなります。通知書を手にもた上がったと思っただ方もいるかもしれませんが、その原因は――。

うことになっていきます。ところでこの医療費は年々ともにもふえ、昨年は二月に一七・五%、十月に一六%と一年に二回も引上げられました。今年度も自然増を考えると四〇%以上の上昇が見込まれます。一方で、老人医療費の無料化、高額療養費支給制度の実施、また助産費、葬祭費、育児手当の支給額の引上げなどで、国保会計からの支出もどんどん多くなっています。

特に老人医療は、国保被保険者二万六、三九六人のうち、対象者は二、二八一人と割合は九%であるのに、実際の医療費は国保会計から支出するお金の二五%を占め、三倍近いものが支払われています。

なくそう医療費のムダ使い

これは老人医療費の無料化が実施されてから、「タダだからなんでも医者にかかって、薬をもらってこよう」といった人たちが多くなったこともあり、これが大変な考え違い。医者にかかったときは無料でも、全体の医療費がふえれば保険税引上げにつながり、そのツケは被保険者に回ってきます。老人医療の場合、かかった医療費の七割を国保で支払い、老人以外の方が病院の窓口で支払う自己負担分三割の大部分を国が持つということ。ですから医療費がふえれば、それだけ保険税も引上げざるをえなくなります。



↑病院の待合室はどこもいっぱい(市内の病院で)

《49年度国保事業の決算》

(単位円、千円以下切捨て)

入		出	
保険税	3億 407万	保険給付費	7億2,420万
国庫支出金	5億 96万	総務費	4,125万
その他の収入	1,710万	その他	1,346万
計	8億2,213万	計	7億7,891万

今はこの病院へ行ってもいっばい。一時間も二時間も待たなければ、診療してもらえない状態です。これも、ふだんの健康管理を忘れて薬や注射に頼りすぎる患者がいることも原因しているのではないのでしょうか。そのため、一家を支えている働き盛りの人たちが、病気になることも入院することもできず、非常に困っているという話もあります。また、患者の増加で医師も休む暇もなく、過激な診療をしいられ、ひいては夜間の救急医療対策にも影響を及ぼします。

※高額療養費支給制度とは
四十九年四月からスタート。国保加入者のみなさんが、医療費が高額なためお医者さんにかかれないう方がないよう始められたもので、同じ月のうちに医者に支払った保険診療による自己負担金が三万円をこえたとき、そのこえた額を市が支給する制度です。たとえば二十万円の医療費の場合、三割の六万円が自己負担金。これをいったん病院の窓口で支払っていたら、三万円を差引いた三万円を後日、市の保健課で療養費として支給します。

負担金。これをいったん病院の窓口で支払っていたら、三万円を差引いた三万円を後日、市の保健課で療養費として支給します。

農地の売買・転用には「許可が必要です」

▷市農業委員会にご相談を◁



建物を建てるにはいろいろな規制があります。よく調べて着工を

田や畑など農地を買ったり、売ったり、宅地などにする例は毎年ふえる一方です。しかし、農地の売買や転用は、農地法など法律で制限され、そう簡単にはできません。

きめられた条件が備わり、定められた手続きを行い、許可を受けてはじめてできます。

この手続きをしないと、せっかく求めた土地が登記できないばかりか、正しい売買と認められないなど、不利益や紛争のもとになります。特に売買は利害関係が生じますので、他人まかせではなく、直接、市の農業委員会の窓口でよく相談してから申請してください。

①許可申請に必要なもの

①農地を耕地とし賃借するとき
：貸主・借主の認印。土地登記簿の謄本一通。

②農地を耕地として売買・贈与するとき
：売主、買主の認印。土地登記簿の謄本一通。

③農地を転用して売買、贈与、賃借するとき
：個人
双方の認印。土地登記簿の謄本一通。施設の平面図、配置図、案内図、公園、接続地主の同意書(付近が農地の場合)または農家組合等の組織の同意書(付近が水田で下水処理または農業用水の利用などに

影響がある場合)、建設費明細書、資金証明各二通。
●法人
右の外、法人登記簿の謄本一通、定款、決議録、決算書、事業経歴書各二通。

④自作地を自分が転用するとき
：所有者の認印の外、③と同じ。

⑤農地の賃借を解約するとき
：貸主、借主の認印。

⑥許可申請書の用紙は、農業委員会事務局にあります。土地登記簿の謄本は法務局で発行します。

(二注意)

▽許可申請書は、原則として申請者(たとえば売主と買主の双方)が作成、押印し提出しますが、申請内容によって書き方や添付書類が違い、また許可にならない場合もありますので、申請者ご自身で窓口へきて確認してください。

▽市、県双方で書類審査を協議にかけ、申請によっては調査・事情聴取がありますので許可書がみなさんの手もとに届くまで二カ月から三カ月かかります。特に宅地転用などは早めに申請し、許可をうけてから工事に着手してください。くわしいことは、農業委員会窓口でお尋ねください。

国民年金

10年金額を引上げ

老齢福祉年金月一万二千元に

年金法が改正され、福祉年金やきよ出年金額が引上げになります。

*福祉年金
老齢福祉年金が十月から年額九万四千円(月七千五百円)から十四万四千円(月一万二千円)になるほか、表のように引上げられます。

*きよ出年金
受給者で福祉年金を併給できる限度額も、現行年額十六万円が十月から二十四万円に緩和されます。

*きよ出年金
▽五年年金……ことし一月から支給が始まった五年年金は、物価スライドで年額十一万四千五百六十円になり、さらに十月からは十五万六千円になります。

▽年金額のスライド……きよ出年金は昨年二六・一%引上げられましたが、九月から二一・八%引上げになります。

これらの改正にもない、国民年金保険料も来年四月から、月額千四百円が千四百円に引上げられます。

年金についてわからないことがありましたら、市役所市民課資料係(☎二一三一一一内線二一二番)におたずねください。

年金種別等	改正前	改正後
老齢福祉年金	90,000円 (月額 7,500円)	144,000円 (月額 12,000円)
障害福祉年金	1級 135,600円 (月額 11,300円)	216,000円 (月額 18,000円)
	2級 90,000円 (月額 7,500円)	144,000円 (月額 12,000円)
母子福祉年金及び準母子福祉年金	117,600円 (月額 9,800円)	187,200円 (月額 15,600円)
老齢特別給付金	66,000円 (月額 5,500円)	108,000円 (月額 9,000円)

